

特定機関の基準適合性チェックリスト(案)

資料2

適正受入管理協議会は、政令、指針及び解釈の規定に照らして、②欄の特定機関の基準について、③欄の様式及び④欄の添付書類に基づき、⑦欄の方法により基準適合性について確認を行い、特定機関の基準に適合しているか否かの確認を行います。

外国人農業支援人材受入報告書(様式第4号)及び派遣状況報告書(毎月)(様式第5号)の提出があった際においても、様式第4号別紙及び⑤欄の添付書類又は⑥欄の添付書類に基づき、⑦欄の方法により基準適合性について確認を行い、特定機関の基準に適合しているか否かの確認を行います。

整理番号	①項目	②基準	③様式	④ 確認申請書(様式第1号)の添付書類	⑤受入報告書(様式第4号)提出時の添付書類	⑥毎月報告(様式第5号)提出時の添付書類	⑦確認方法
1-1	本社等が事業実施区域内	指針第5第1項	様式第1号3(1)①	登記事項証明書(登記簿謄本) 様式第1号3(1)①			様式第1号3(1)①に記載された「本社又は直営事業所の所在地」すべてが登記事項証明書により確認できる。
1-2				登記事項証明書(登記簿謄本) 様式第1号2(2)			様式第1号2(2)の「事業所所在地」すべてが登記事項証明書により確認できる。
1-3				様式第1号3(1)①			様式第1号3(1)①に記載された「本社又は直営事業所の所在地」すべてが認定区域計画に記載された事業実施区域内又はこれに隣接する市町村の区域内(認定区域計画において別途定めた区域がある場合には、当該区域内)にある。
1-4				様式第1号2(2)			様式第1号2(2)の「事業所所在地」すべてが認定区域計画に記載された事業実施区域内又はこれに隣接する市町村の区域内(認定区域計画において別途定めた区域がある場合には、当該区域内)にある。
2-1	労働者派遣事業を行う本社等	指針第5第1項	様式第1号3(1)②	労働者派遣事業の許可証の写し又は旧特定労働者派遣事業届出受理書の写し 様式第1号3(1)②			様式第1号3(1)②に記載された「労働者派遣事業の許可番号又は旧特定労働者派遣事業届出受理番号」が労働者派遣事業の許可証の写し又は旧特定労働者派遣事業届出受理書の写しにより確認できる。
3-1	雇用条件明確化	指針第5第1項	様式第1号3(1)③	予定雇用契約書			職務内容、雇用期間、報酬額その他の労働条件に関する事項が「標準雇用契約書」の各事項と同等以上に具体的に規定されている。
3-2				予定雇用契約書	雇用契約書		労働日数及び週労働時間が解釈第三の1(3)の条件に適合している。
3-3					雇用契約書		雇用契約書の記載(予定雇用契約書に記載のなかった事項に限る。)が雇用条件を明確に定めたものになっている。
3-4				予定雇用契約書	雇用契約書	労働者派遣契約書 受委託契約書	職務内容が解釈通知第三の1(4)の条件に適合している。
4-1	外国人材の要件確認	指針第5第2項	様式第1号3(1)④	業務方法書(事業計画書)			外国人農業支援人材が政令で定める要件を満たすことを確認する旨の規定がある。
5-1	渡航等費用負担	指針第5第2項	様式第1号3(1)⑤	業務方法書(事業計画書)			渡航費用その他の費用の負担者、負担割合等を雇用契約書その他の契約書において明確に定める旨の規定がある。
5-2				予定雇用契約書	雇用契約書		渡航費用その他の費用の負担者、負担割合等を明確に定めている。
6-1	同等報酬	指針第5第3項	様式第1号3(1)⑥	様式第1号3(1)同等日本人報酬算定資料			様式第1号3(1)⑥の「受入時の報酬予定額」欄の「基本賃金」及び「賞与及び諸手当の有無、種類及び金額」が、適切である。
6-2				予定雇用契約書同等日本人報酬算定資料			予定雇用契約書の「基本賃金」及び「賞与及び諸手当の有無、種類及び金額」が、同等日本人報酬算定資料の日本人の報酬額と「同等額以上」である。
6-3					様式第4号別紙同等日本人報酬算定資料		様式第4号別紙の「報酬予定額」欄の「基本賃金」及び「賞与及び諸手当の有無、種類及び金額」が、同等日本人報酬算定資料の日本人の報酬額と「同等額以上」である。
6-4					様式第4号別紙雇用契約書		様式第4号別紙の「報酬予定額」欄の「基本賃金」及び「賞与及び諸手当の有無、種類及び金額」が雇用契約書の記載に合致している。

整理番号	①項目	②基準	③様式	④ 確認申請書(様式第1号)の添付書類	⑤受入報告書(様式第4号)提出時の添付書類	⑥毎月報告(様式第5号)提出時の添付書類	⑦確認方法
7-1	通算3年	指針第5第4項	様式第1号3(1)⑦	業務方法書(事業計画書)			外国人農業支援人材に農業支援活動を通算3年以上行わせない旨の規定がある。
7-2				予定雇用契約書			雇用契約期間について、本事業に基づく農業支援活動を通算3年以上行うことはできない旨の規定がある。
7-3					雇用契約書		雇用期間(入国予定日から雇用契約の終期までの期間)が3年以内である。
7-4					様式第4号別紙雇用契約書		様式第4号別紙の「雇用期間」が3年以内(雇用契約書に記載された雇用契約期間の始期から入国予定日までの期間は含めない。)である。
8-1	保証金・違約金	指針第5第5項	様式第1号3(1)⑧	様式第1号3(1)⑧			様式第1号3(1)⑧に「無」の宣誓があることを確認する。
9-1	他機関での保証金・違約金	指針第5第6項	様式第1号3(1)⑨	様式第1号3(1)⑨、別紙2			様式第1号3(1)⑨に「無」の宣誓があること、別紙2の記11及び12において「無」の宣誓があることを確認する。
10-1	住居確保	指針第5第7項	様式第1号3(1)⑩	業務方法書(事業計画書)			外国人農業支援人材のための住居を確保する旨の定めがある。
10-2				様式第1号3(1)⑩			記載された「住居を確保する主体」が特定機関である。
10-3				様式第1号3(1)⑩			記載された「住居の所在地」が認定区域計画の事業実施区域を含む都道府県内(認定区域計画に別途定めた区域がある場合は、当該区域内)にある。
10-4				様式第1号3(1)⑩ 確保すべき住居に係る不動産賃貸借契約書(自社所有の場合は登記事項証明書)又は確保を予定している住居の概要書			記載された「住居の所在地」が不動産賃貸契約書(自社所有の場合は登記事項証明書)又は確保を予定している住居の概要書の物件所在地と一致している。
10-5				住居の適正及び定期の費用負担についての確認書	住居の適正及び定期の費用負担についての確認書		住居の適正及び定期の費用負担についての確認書1.(1)の各事項に「有」の宣誓があることを確認する。「無」の場合には、該当がないこと、又は、代替措置を講じていることを確認する。
10-6				住居の適正及び定期の費用負担についての確認書	住居の適正及び定期の費用負担についての確認書		派遣先農業経営体が保有する住居を外国人農業支援人材の住居としない場合には、住居の適正及び定期の費用負担についての確認書1.(2)に記載された「派遣先農業経営体が保有する住居を外国人農業支援人材の住居とする理由」が、農業支援活動の提供に著しい支障をきたすおそれであることを確認する。
10-7				住居の適正及び定期の費用負担についての確認書	住居の適正及び定期の費用負担についての確認書		住居の適正及び定期の費用負担についての確認書1.(2)の「同意の有無」に「有」の宣誓があることを確認する。
11-1	適正費用	指針第5第8項	様式第1号3(1)⑪	住居の適正及び定期の費用負担についての確認書	住居の適正及び定期の費用負担の適正についての確認書		住居の適正及び定期の費用負担についての確認書2.(2)及び(4)の各事項に「有」の宣誓があることを確認する。「無」の場合には、該当がないこと、又は、代替措置を講じていることを確認する。 住居の適正及び定期の費用負担についての確認書2.(5)に記載の費用が実費に相当する額その他の適正な額であることを説明していることを確認する。
11-2				様式第1号3(1)⑪ 住居の適正及び定期の費用負担についての確認書			様式第1号3(1)⑪の「食費」、「居住費」、「水道光熱費」及び「その他定期に負担する費用」が住居の適正及び定期の費用負担についての確認書と同額である。
11-3				予定雇用契約書 住居の適正及び定期の費用負担についての確認書	雇用契約書 住居の適正及び定期の費用負担についての確認書		食費、居住費、その他名目のいかなを問わず外国人農業支援人材が定期に負担する費用について、賃金からこれを控除しようとするものであるとき又は賃金支払い後にこれを徴収しようとするものであるときは、雇用契約書に具体的な金額を明記しており、住居の適正及び定期の費用負担についての確認書と同額である。

整理番号	①項目	②基準	③様式	④ 確認申請書(様式第1号)の添付書類	⑤受入報告書(様式第4号)提出時の添付書類	⑥毎月報告(様式第5号)提出時の添付書類	⑦確認方法
12-1	農業訓練	指針第5第9項	様式第1号3(1)㉗	研修計画書(農業支援活動に関する教育訓練)			研修内容が解釈通知第三1(8)(ア)に適合している。
13-1	日本語能力	指針第5第9項	様式第1号3(1)㉘	研修計画書(日常生活及び農業支援活動に必要な日本語能力)			研修内容が解釈通知第三1(8)(イ)に適合している。
14-1	入管法令	指針第5第9項	様式第1号3(1)㉙	研修計画書(在留上理解しておくべき関係法令)			研修内容が解釈通知第三1(8)(ウ)に適合している。
15-1	労働法令	指針第5第9項	様式第1号3(1)㉚	研修計画書(就業上理解しておくべき関係法令)			研修内容が解釈通知第三1(8)(エ)に適合している。
16-1	窓口研修	指針第5第9項	様式第1号3(1)㉛	研修計画書(苦情及び相談を受ける窓口)			研修内容が解釈通知第三1(8)(オ)に適合している。
17-1	生活支援	指針第5第10項	様式第1号3(1)㉜	業務方法書(事業計画書)			支援員1人当たりの支援予定人数、支援員1人当たりの支援予定人数が適切である根拠が合理的に記載されている。 支援内容が、居住地周辺の医療機関、行政機関、金融機関等に関する各種情報の提供や、当該機関におけるサービスを利用するに当たっての同行等が含まれるものであることを確認する。
18-1	非自発的離職	指針第5第11項	様式第1号3(1)㉝	様式第1号3(1)㉞			「無」の宣誓がある。
19-1	労働者派遣契約	指針第6第1項	様式第1号3(1)㉟	業務方法書(事業計画書)			労働者派遣契約に基づき農業支援活動を提供する旨の規定がある。
19-2				予定労働者派遣契約書			労働者派遣契約に基づき農業支援活動を提供する旨の規定がある。
20-1	事業実施区域内	指針第6第2項	様式第1号3(1)㊱	業務方法書(事業計画書)			事業実施区域以外の区域において外国人農業支援人材による農業支援活動を提供しない旨の規定がある。
20-2				様式第1号3(1)㊲			様式第1号3(1)㊲に記載された「農業支援活動を提供しようとする区域」が認定区域計画に定められた事業実施区域内にある。
20-3					様式第4号別紙		
21-1	派遣先による事業実施区域外の活動禁止	指針第6第3項	様式第1号3(1)㊳	業務方法書(事業計画書)			派遣先農業経営体に対して、外国人農業支援人材には事業実施区域以外の区域において農業支援活動をさせないよう指導する旨の定めがある。
				予定労働者派遣契約書		労働者派遣契約書 受委託契約書	定められた就業場所が認定区域計画に定められた事業実施区域内にある。
22-1	派遣先による農業支援活動以外禁止	指針第6第3項	様式第1号3(1)㊴	業務方法書(事業計画書)			派遣先農業経営体に対して、外国人農業支援人材には農業支援活動(付随する作業を含む。)以外の業務をさせないよう指導する旨の定めがある。
22-2				予定労働者派遣契約書		労働者派遣契約書 受委託契約書	定められた業務内容が農業支援活動(付随する作業を含む。)以外の業務でない。
23-1	派遣先農業経営体の要件確認	指針第7第1項	様式第1号3(1)㊵	業務方法書(事業計画書)			派遣先農業経営体が指針第7第1項各号のいずれの要件にも該当することを確認した上で当該派遣先農業経営体と外国人農業支援人材に係る労働者派遣契約を締結する旨の規定がある。
23-2		指針第7第1項	様式第1号3(1)㊵			派遣先農業経営体宣誓書	指針第7第1項各号で規定する派遣先農業経営体の要件のいずれにも該当していることの宣誓があることを確認する。

整理番号	①項目	②基準	③様式	④ 確認申請書(様式第1号)の添付書類	⑤受入報告書(様式第4号)提出時の添付書類	⑥毎月報告(様式第5号)提出時の添付書類	⑦確認方法
24-1	提供内容明確化	指針第7第2項	様式第1号3(1)㉑	予定労働者派遣契約書		労働者派遣契約書 受委託契約書	農業支援活動の提供内容が明確に定められている。
24-2				予定労働者派遣契約書		労働者派遣契約書 受委託契約書	農業支援活動の提供内容が法令及び解釈に定める農業支援活動の範囲内である。
24-3				予定労働者派遣契約書		労働者派遣契約書 受委託契約書	農業支援活動の内容は農作業が主なものとなっている。
25-1	法令遵守	指針第7第2項	様式第1号3(1)㉑	業務方法書(事業計画書)			派遣元事業主として出入国管理及び難民認定法、労働基準法、労働者派遣法など本事業の適正な実施に必要な法令の規定を遵守し、必要な措置を講ずる旨の規定がある。
25-2				予定労働者派遣契約書		労働者派遣契約書	派遣元事業主として出入国管理及び難民認定法、労働基準法、労働者派遣法など本事業の適正な実施に必要な法令の規定を遵守し、必要な措置を講ずる旨の規定がある。
26-1	契約停止・解除措置	指針第7第3項	様式第1号3(1)㉒	予定労働者派遣契約書		労働者派遣契約書	派遣先農業経営体が指針に照らし不適切な行為をした場合には、労働者派遣を停止し、又は労働者派遣契約を解除する旨の定めがある。
27-1	是正措置対応	指針第7第3項	様式第1号3(1)㉓	予定労働者派遣契約書		労働者派遣契約書	適正受入管理協議会から是正のための措置の実施を求められた場合において、派遣先農業経営体に対し当該措置その他必要な措置を講ずることを求めたときは、適正受入管理協議会への報告を終えるまでの間、労働者派遣を一時停止するなど、必要かつ適切な対応をする旨の定めがある。
28-1	相談窓口	指針第12第1項	様式第1号3(1)㉔	業務方法書(事業計画書)			苦情・相談窓口の設置・周知及び適切な対応体制の確保(適正受入管理協議会や派遣先農業経営体との連携等を含む。)、派遣先農業経営体において受けた不当な扱い等に対応するための保護の仕組みの整備について定めがある。
28-2				苦情・相談窓口概要書			記載された苦情・相談窓口の相談員の人数、相談時間、母国語対応の有無が、受け入れる外国人農業支援人材の人数に照らして相談員が過少でないか、休日・夜間等の勤務時間外に行われる相談等に対応できるものであるか、母国語での相談に対応できるものであるか、企業として責任ある対応体制を整えているか等を確認する。
28-3				保護ルール概要書			記載された内容が、農業支援活動を提供する派遣先農業経営体の変更又は農業支援活動を提供する体制の変更、再発防止のための検討体制、精神的なケア、外国人のための人権相談所の紹介などを含む実効的なルールとなっているかを確認する。
29-1	不利益取扱禁止	指針第12第2項	様式第1号3(1)㉕	業務方法書			苦情・相談窓口で苦情を申し述べ、又は相談を行ったことを理由として解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない旨を規定している。
29-2				就業規則			苦情・相談窓口で苦情を申し述べ、又は相談を行ったことを理由として解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない旨を規定している。
30-1	帰国旅費負担	指針第13第1項	様式第1号3(1)㉖	業務方法書(事業計画書)			外国人農業支援人材がやむを得ない理由により帰国旅費を負担できないときは帰国旅費を負担する旨の定めがある。
31-1	帰国旅費確保	指針第13第2項	様式第1号3(1)㉗	協定書(金融機関発行の保証書などでも可)			特定機関の倒産等のやむを得ない理由により当該特定機関が帰国旅費を負担できない場合に帰国旅費の負担をする他の機関との協定書等がある。
32-1	帰国旅費控除禁止	指針第13第3項	様式第1号3(1)㉘	業務方法書(事業計画書)			前2項の場合の帰国旅費の負担を外国人農業支援人材にさせない旨の規定がある。
32-2				予定雇用契約書	雇用契約書		渡航費用のうち前2項の場合の帰国旅費については、外国人農業支援人材に負担させるものとしていない。

整理番号	①項目	②基準	③様式	④ 確認申請書(様式第1号)の添付書類	⑤受入報告書(様式第4号)提出時の添付書類	⑥毎月報告(様式第5号)提出時の添付書類	⑦確認方法
33-1	再就職	指針第14	様式第1号3(1)㉑	業務方法書(事業計画書)			特定機関の基準に適合しなくなったことにつき外国人農業支援人材本人に責がなく、かつ、本人が本事業による在留を希望する場合には、新たな受け入れ先となる特定機関を確保するよう努める旨の規定がある。
34-1	業界団体	指針第15	様式第1号3(1)㉒	協議会設立趣意書(案)又は既に設立された協議会への加入予定書			特定機関により構成する協議会の設立趣意書(案)や既に設立された協議会への加入予定を記載した書面により、事業者協議会の設立等に努めていることを確認する。
35-1	経済的基礎	政令第21条第2号	様式第1号3(2)	登記事項証明書(登記簿謄本)			法人登記がなされている。
35-2				労働者派遣事業の許可証の写し又は旧特定労働者派遣事業届出受理書の写し 様式第1号3(1)②			労働者派遣事業の許可がなされている。
35-3				過去3年分の財務諸表(B/S、P/L等)			過去3年分の売上、利益等が健全である。
35-4				(設立後間もなく過去3年分の財務諸表を有しない場合は、申請時点で有する財務諸表に加え)業務方法書(事業計画書)			売上、利益等の見込みから健全な経営が見込まれる。
36-1	事業実績	政令第21条第3号	様式第1号3(3)	労働者派遣事業の許可証の写し又は旧特定労働者派遣事業届出受理書の写し 様式第1号3(1)②			様式第1号3(1)②に記載された「労働者派遣事業の許可番号又は旧特定労働者派遣事業届出受理番号」が労働者派遣事業の許可証の写し又は旧特定労働者派遣事業届出受理書の写しにより確認できる。
36-2				有価証券報告書(作成していない場合は、会社法に基づく事業報告)その他の事業実績が確認できる書類			労働者を農業経営体に派遣した実績を有することが確認できる。
37-1	人的構成	政令第21条第3号	様式第1号3(3)	業務方法書(事業計画書)又は農業の現場の実情を把握できる体制概要書			農業経営や農作業に1年以上従事したことのある者、農業分野の関連団体の勤務経験がある者、農業分野の行政経験がある者、農業分野の学識経験者といった者が役員又は農業部門の職員として勤務していること、又はこれらの者が指導や助言を行うことにより関与する旨が確認できる。
38-1	政令欠格	政令第18条第4号イ	様式第1号3(4)イ	様式第1号3(4)イ			「無」の宣誓がある。
38-2		政令第18条第4号ロ	様式第1号3(4)ロ	様式第1号3(4)ロ			「無」の宣誓がある。
38-3		政令第18条第4号ハ	様式第1号3(4)ハ	様式第1号3(4)ハ			「無」の宣誓がある。
38-4		政令第18条第4号ニ	様式第1号3(4)ニ	様式第1号3(4)ニ			「無」の宣誓がある。
38-5		政令第18条第4号ホ	様式第1号3(4)ホ	様式第1号3(4)ホ			「無」の宣誓がある。
38-6		政令第18条第4号ヘ	様式第1号3(4)ヘ	別紙3			すべての項目に「無」の宣誓がある。
38-7		政令第18条第4号ト	様式第1号3(4)ト	様式第1号3(4)ト			「無」の宣誓がある。 農林水産省を経由した警察庁組織犯罪対策部への照会回答により該当がないことが確認されている。
38-8		政令第18条第4号チ	様式第1号3(4)チ	様式第1号3(4)チ			「無」の宣誓がある。
38-9		政令第18条第4号リ	様式第1号3(4)リ	様式第1号3(4)イ～チの役員欄			「無」の宣誓がある(ト欄については農林水産省を経由した警察庁組織犯罪対策部への照会回答により該当がないことも確認されている)。
38-10				別紙3の役員欄			「無」の宣誓がある。

整理番号	①項目	②基準	③様式	④ 確認申請書(様式第1号)の添付書類	⑤受入報告書(様式第4号)提出時の添付書類	⑥毎月報告(様式第5号)提出時の添付書類	⑦確認方法
38-11		政令第18条第4号又	様式第1号3(4)又	様式第1号3(4)又			「無」の宣誓がある。 農林水産省を経由した警察庁組織犯罪対策部への照会回答により該当がないことが確認されている。
39-1	指針欠格	政令第18条第1号	様式第1号3(5)①	様式第1号3(5)①			「無」の宣誓がある。 不正な手段により確認を受けたことが判明した旨の通知がされていない。 基準不適合通知を受けた後に外国人農業支援人材を雇用する行為が確認されていない。
39-2		政令第18条第1号	様式第1号3(5)②	様式第1号3(5)②			「無」の宣誓がある。 指針第9、第10第5項及び第11第2項の報告を怠る行為が確認されていない。
39-3		政令第18条第1号	様式第1号3(5)③	様式第1号3(5)③			
39-4		政令第18条第1号	様式第1号3(5)④	様式第1号3(5)④			「無」の宣誓がある。 苦情相談窓口の設置及び苦情相談対応を怠る行為が確認されていない。
39-5		政令第18条第1号	様式第1号3(5)⑤	様式第1号3(5)⑤			「無」の宣誓がある。 ①～④の不正行為の隠蔽目的で偽造・変造・虚偽の文書・図画を公使・提供する行為が確認されていない。

【凡例】

政令:国家戦略特別区域法施行令(平成26年政令第99号)

指針:国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業における特定機関等に関する指針(平成29年12月15日 内閣総理大臣決定)

解釈:国家戦略特別区域法第16条の5に規定する「国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業」に係る解釈(平成30年2月6日 内閣府、法務省、厚生労働省、農林水産省)